

# 兵庫県公報

令和6年4月23日 火曜日 第509号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	3
○ 救急病院の認定（医務課）	3
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	4
○ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除（水大気課）	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	5
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	7
<b>病院局公告</b>	
○ 落札者等の公示	7
○ 同 上	8
<b>公安委員会告示</b>	
○ 技能検定員審査の実施	8
○ 教習指導員審査の実施	9
<b>警察本部公告</b>	
○ 落札者等の公示	10
<b>正 誤</b>	
○ 令和3年10月19日付け兵庫県公報第252号中	11
○ 令和4年9月9日付け兵庫県公報第344号中	12
○ 令和6年3月29日付け兵庫県公報第502号中	12

## 告 示

### 兵庫県告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年4月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団星晶会 ここしあ診療所	伊丹市安堂寺町4-44-22	令和6年3月1日
はやし耳鼻咽喉科・頭頸部外科	加古川市加古川町稲屋1-1	同 年2月1日
ファインド訪問看護ステーション	同 市野口町良野686-15	同
清水歯科	赤穂市加里屋76-8	同
一貫堂薬局	西脇市野村町1257-1	同
山崎歯科	宝塚市高司1-8-25	同
かつら耳鼻咽喉科	川西市火打1-16-6 オアシスタウンキセラ川西2階	同
たにくち内科クリニック	同 市栄町20-1 ベルフローラ・かわにしWEST棟1階	同
スギ薬局 久代店	同 市久代4-3-2	同 年3月1日
たつの南眼科	たつの市揖保川町神戸北山223-3	同 年1月1日
マサキ・さくらい診療所	神崎郡福崎町西田原104	同 年2月1日



**兵庫県告示第391号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年4月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
清水歯科	赤穂市加里屋76-8
一貫堂薬局	西脇市野村町1257-1
山崎歯科	宝塚市高司1-8-25
かつら耳鼻咽喉科	川西市火打1-16-6 オアシスタウンキセラ川西
たにくち内科クリニック	同 市栄町20-1 ベルフローラ・かわにしウエスト1階
安東歯科医院	三木市志染町西自由が丘1-320
黒石歯科医院	加古郡稲美町加古4302
たずみ内科	神崎郡市川町甘地804-12
マサキ・さくらい診療所	同 郡福崎町西田原104



**兵庫県告示第392号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和6年4月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地
おかもと形成外科美容クリニック	洲本市下加茂1-1-37



兵庫県告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年4月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
鈴木 祐司	いときち整骨院 尼崎本院	尼崎市神田中通5-182-12	令和6年3月8日
大西 栄次	ハピネス治療院	神戸市垂水区西舞子2-1-46 日成ビル3F	同 年2月13日
西川 廉太	からだ接骨院 安倉院	宝塚市安倉南1-24-1	令和5年12月5日
橋本 大祐	ブルサン鍼灸整骨院	三田市高次2-6-6 1F	令和6年2月15日
福田 直章	はりきゅう治療院なお	加古郡稲美町国岡6-46	同 年3月1日
森田 直樹	みなと接骨院	神戸市兵庫区東山町1-2-7	同



兵庫県告示第394号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和6年4月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名称 公立神崎総合病院
- 所在地 神崎郡神河町粟賀町385番地
- 認定年月日 令和6年4月1日
- 認定の有効期限 令和9年3月31日



兵庫県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、令和6年4月8日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

令和6年4月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
神戸市井吹南土地改良区	県営土地改良事業で造成された施設の維持管理事業	井吹南地区	令和6年4月23日から 同年5月13日まで	神戸市西区役所



**兵庫県告示第396号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年4月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西播 (坊勢)	中型まき網漁業 (暫定措置)	別記1	4月1日から 翌年2月末日 まで	別記2の1	5トン以上 15トン未満	6隻	定めなし
				別記2の2	15トン以上 25トン以下	4隻	

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年4月24日から同年5月24日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年5月25日から令和7年5月25日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記3の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

次の点ア、イ、ウ及びエを順次結んだ線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- ア 高砂市、姫路市界
- イ 姫路市上島灯台
- ウ 播磨灘航路第4号灯浮標
- エ 香川県東かがわ市引田鼻灯台

別記2 推進機関の馬力数

- 1 670キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）  
160馬力以下
- 2 890キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）  
190馬力以下

別記3 許可又は起業の認可に付する条件

- 1 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 2 自動船舶識別装置(AIS)を備え付け、操業又は航行するときは当該電子機器を常時作動しなければならない。



兵庫県告示第397号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定により、要措置区域の指定を次のとおり解除する。

令和6年4月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定を解除する区域  
令和5年12月8日兵庫県告示第1188号により指定した区域(揖保郡太子町阿曾字高屋堂420番の一部)の全部
- 2 特定有害物質の名称  
六価クロム化合物
- 3 講じられた実施措置  
土壤汚染の除去(基準不適合土壤の掘削による除去)



兵庫県告示第398号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年4月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
小谷	朝来市		山東町小谷	ハス子 小竹  蓮根	11番の一部、12番の一部 143番、144番1、144番3、145番1、146番、 147番、150番1の一部、147番地先の無番地の一部、 144番3地先の道路敷 125番の一部、126番3、126番6、127番1、 127番3、128番2の一部、 127番3から128番2に至る地先の道路敷の一部



兵庫県告示第399号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和6年4月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05淡路位置 0008号	6.4.10	淡路市中田字大円道下48番2の一部 同 市中田字中尾49番1の一部	6.00	52.48

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年4月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ドラッグコスモス飾東店  
 所在地 姫路市飾東町庄字新田61番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横山英昭
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横山英昭
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和6年12月2日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,390平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
 55台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
 12台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
 32平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
 13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 午前9時から午後9時45分まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前8時30分から午後10時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
 出入口3箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日

令和6年4月1日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和6年4月23日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年8月23日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年4月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市中町字夏垣330番、331番、344番4、344番4地先水路、330番地先里道

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市加古川町溝之口584番地

株式会社三建 代表取締役 岩井 敏

3 許可年月日及び許可番号

令和4年10月11日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-13号（4小野）

**病 院 局 公 告**

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者について、次のとおり公示する。

令和6年4月23日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

1 落札に係る建設工事の名称及び数量

県立がんセンター機械設備工事 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県病院局企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和6年3月28日

4 落札者の名称及び住所

テクノ菱和・美樹工業特別共同企業体 神戸市中央区小野柄通3丁目2番22号

5 落札金額

9,944,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和6年2月13日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者について、次のとおり公示する。

令和6年4月23日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量  
県立がんセンター電気設備工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県病院局企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年3月28日
- 4 落札者の名称及び住所  
きんでん・栗原工業・東洋電気工事特別共同企業体 神戸市中央区浜辺通4丁目1番1号
- 5 落札金額  
4,312,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年2月13日

**公安委員会告示****兵庫県公安委員会告示第91号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識について行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年4月23日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

- 1 技能検定員審査の種類  
技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
- 2 技能検定員審査の期日  
令和6年6月1日（土）から同月13日（木）まで
- 3 技能検定員審査の場所  
明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 4 技能検定員審査の申請手続
  - (i) 提出書類
    - ア 審査申請書1通  
審査申請書は、令和6年4月23日（火）から同月25日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、午後4時30分まで）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。  
なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。
    - イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し
    - ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し



エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当するであることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和6年4月23日（火）から同月25日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和6年4月25日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,400円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,700円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,500円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和6年7月16日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線433、434



### 兵庫県公安委員会告示第92号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年4月23日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

令和6年6月1日（土）から同月13日（木）まで

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

## (1) 提出書類

## ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和6年4月23日（火）から同月25日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、午後4時30分まで）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

## (2) 提出期間

令和6年4月23日（火）から同月25日（木）までの午前9時から午後5時まで

## (3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

## (4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和6年4月25日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては14,550円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,850円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,650円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

## 5 携行品

運転免許証及び筆記用具

## 6 合格者の発表

令和6年7月16日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

## 7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線433、434

## 警 察 本 部 公 告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年4月23日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

1 令和6年度兵庫県警察本部車両用燃料の単価契約

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

- ア レギュラーガソリン 予定数量 101万2千リットル
- イ ハイオクガソリン 予定数量 33万6千リットル
- ウ 軽油 予定数量 7万リットル

(2) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

(3) 落札者を決定した日

令和6年2月20日

(4) 落札者の名称及び住所

伊丹産業株式会社 伊丹市中央5丁目5番10号

(5) 落札金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

- ア レギュラーガソリン 1リットル 148円00銭
- イ ハイオクガソリン 1リットル 159円00銭
- ウ 軽油 1リットル 125円00銭

(6) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(7) 入札公告をした日

令和6年1月9日

2 令和6年度兵庫県警察車両のタイヤ及びチューブの購入並びに兵庫県警察本部車両のタイヤ組替え及びパンク修理の単価契約

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

- ア タイヤ 予定数量 4,001本
- イ チューブ 予定数量 128本
- ウ タイヤ組替え（普通車） 予定数量 3,599本
- エ タイヤ組替え（大型車） 予定数量 474本
- オ パンク修理 予定数量 25本

(2) 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地

兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

(3) 落札者を決定した日

令和6年3月14日

(4) 落札者の名称及び住所

株式会社福井タイヤ商会 姫路市神屋町6丁目72番地

(5) 落札金額

69,622,710円

(6) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(7) 入札公告をした日

令和6年2月2日

正 誤

○令和3年10月19日付け（兵庫県公報第252号）

兵庫県告示第1097号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
2	下から3	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びに二クロロ四・六-ビス(エチルアミノ)――三・五-トリアジン	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びに二クロロ四・六-ビス(エチルアミノ)――三・五-トリアジン



○令和4年9月9日付け(兵庫県公報第344号)

兵庫県告示第1051号(土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	下から3	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びに二クロロ四・六-ビス(エチルアミノ)――三・五-トリアジン	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びに二クロロ四・六-ビス(エチルアミノ)――三・五-トリアジン



○令和6年3月29日付け(兵庫県公報第502号)

(都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
27	下から2	同 市龍野町片山字ヒへ田460番1から460番3まで、462番、462番2、460番1地先水路	同 市龍野町片山字ヒへ田460番1から460番3まで、462番、464番2、460番1地先水路